

肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅用高効率給湯器のうちエコキュートを導入する者に対して補助金を交付することにより、本町における省エネルギーと二酸化炭素排出削減を推進し、地球温暖化防止を図るとともに、住民の環境保全意識を啓発しながら自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコキュート 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器のうち、経済産業省の高効率給湯器導入促進事業費補助金交付要綱（平成18年3月27日付け財資第20号）に係る補助事業者として採択された事業者が、補助対象に指定する高効率給湯器に掲げる設備で、設置前において使用されていないものをいう。
- (2) 住宅 住民が居住するために用いる町内に存する家屋（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助対象者は、本人又は同居者が所有する住宅にエコキュートを設置したもの又は、設置済みの建売住宅を購入したもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等を滞納していない者。ただし、転入者であって町税の完納が証明されている納税証明書が発行されない場合は、従前地の市区町村において滞納がない者とする。
- (3) 地球にやさしい環境・エネルギー政策事業において、ZEH補助金を受給していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、エコキュート導入一件あたり2万円とし、一住宅につき一回のみとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に必要な書類を添えて、工事引き渡し日から12月以内に町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、当該審査の結果、補助

金を交付することを決定したときは肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。